

第1 国際的動向



1 OECD理事会勧告

個人情報保護法は1970年代に西ヨーロッパ諸国で相次いで制定されたが、具体的な規制内容が国ごとに異なっていたため、アメリカのような多国籍企業を有する国と利害が対立した。

そこで、OECD（経済協力開発機構）で協議された結果、1980年に「OECD理事会勧告」が採択された。この勧告の付属文書、いわゆる「OECD 8 原則」は、国内適用における基本原則を定めており、現在では、先進国における個人情報保護法制のスタンダードとなっている。

〔OECD 8 原則〕

目的明確化の原則	収集目的を明確に、データ利用は収集目的に合致させるべきである
利用制限の原則	データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は目的以外に利用・使用してはならない
収集制限の原則	適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知または同意を得て収集すべきである
データ内容の原則	利用目的に沿ったもので、かつ正確・完全・最新であるべきである
安全保護の原則	合理的な安全保護措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護すべきである
公開の原則	データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示すべきである
個人参加の原則	自己に関するデータの所在および内容を確認させまたは異議申立てを保証すべきである
責任の原則	管理者は諸原則実施の責任を有する



CHECK

個人情報保護法制の違い

アメリカでは特定の個別分野を対象を限定した個別法を制定しています（セクトラル方式）。

欧州主要国では、官民双方を包括的に適用の対象としています（オムニバス方式）。日本は、官民別個の法律を制定しています（セグメント方式）。



CHECK

個人データ保護指令

個人データ保護指令には、EU域外の第三国への個人情報の移転は当該第三国が十分なレベルの保護対策をしている場合に限るとし、また、措置が充分でない場合は、改善のため協議することができる旨の規定が置かれていました。



CHECK

プライバシーマーク

プライバシーマークは、1999年に「JIS Q 15001」として「個人情報保護に関するコンプライアンスプログラムの要求事項」が公表されたことにより、JISに対する適合評価制度へと変更されました（法的拘束力なし）。

2 EU指令に対する日本等の対応

- ① EUは、1995年に「個人データ保護指令」を制定し、EU域内の国に対して、指令の内容に適合するように3年以内に個人情報保護のための法制化を図ることを要請した。
- ② これに対して、日本は、個人情報の取扱いに関するガイドラインを改定し、個人情報の取扱いが適切であることを示すマークを民間事業者に付与するしくみを採用（プライバシーマーク制度、個人情報保護マーク制度等）した。また、アメリカは、セーフハーバー（安全港）方式と呼ばれる独自の厳格な自主規制システムを導入した。

第2 日本国内の動向



1 国・地方の動向

OECD理事会勧告は加盟国に対する強制力はなかったが、加盟各国の国内法の中に当該原則を考慮することが求められていたため、日本でも国家レベルの個人情報保護法制の制定に向けた機運が高まった。

そこで、1988（昭和63）年には「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が制定された。なお、同法は、2003（平成15）年に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）に全面改正された。

地方レベルにおいては、OECD 8 原則以前より条例の制定が進められていた（1973（昭和48）年の徳島市、1975（昭和50）年の東京都国立市など）。

2 民間部門の動向

個人情報の大量漏えい事件が頻繁に発生して社会問題となったこともあり、住民基本台帳ネットワークシステムの導入の際、民間部門を含めた個人情報保護に関する基本法の制定が求められた。

そこで、2003（平成15）年に「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）が制定された。



CHECK

個人情報保護法の改正

その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、個人情報保護法が制定された当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的として、2015（平成27）年9月に改正個人情報保護法が公布されました。